

# 44 日EU経済連携協定（EPA）の概要

## 日EU・EPA（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎（泡盛を含む）の競争力を高め、新たな市場を確保

### 発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等比べてEU向けは少ない

- ※清酒の輸出量（平成30年）：25,747KL、22,232百万円  
（内EU向け：1,809KL、1,334百万円）
- ※焼酎の輸出量（平成30年）：2,195KL、1,530百万円  
（内EU向け：33KL、33百万円）

#### 関税

- EU側**
  - ・清酒：0.077ユーロ/L（約10円）  
（焼酎は無税）
- 日本側**
  - ・清酒：70.4円/L
  - ・焼酎：16%（従価税）

#### 地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない

- ⇒日本以外の他国で製造された清酒（sake）であっても「日本酒」と称して販売することができる
- ※清酒では国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み  
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
- ※焼酎では「吉岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

#### 非関税措置

##### 蒸留酒の容器容量規制

- ⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
- ・700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- ・日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

### 発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

- EU側** 清酒の関税を即時撤廃
- 日本側** 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎等のEU域内での保護を確保

- ⇒GI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
- ※EPA発効当初、日本側酒類8GI及びEU側酒類139GIを相互に保護（日本の事業者の激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）。
- ※EPA発効後も保護対象のGIを追加し、令和7年4月現在、日本側酒類23GI、EU側酒類169GIを相互に保護

##### 単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

EUへのワイン輸出量（平成30年）：9KL、15百万円

関税

- EU側
  - ・ ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
  - ・ スパークリングワイン：0.32ユーロ/L（約41円）
- 日本側
  - ・ ボトルワイン：67円～125円/L
  - ・ スパークリングワイン：182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能  
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難  
＜主なEUワイン醸造基準＞
  - ・ 補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）
  - ・ ブドウ品種（ヴァニフェア種及びそのハイブリッド種に限定）  
※ ヴァニフェア種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務  
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
  - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
  - ・ EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行  
※ 証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない  
※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

発効後

- EU側 ワインの関税を即時撤廃
- 日本側 ワインの関税を即時撤廃

- EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる
- EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認  
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能  
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義
- 業者の自己証明を導入  
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減  
※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認

- 酒類GIの相互保護により「山梨」等のEU域内での保護を確保  
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる  
※ EPA発効当初、日本側ワインGI「山梨」及びEU側ワイン104GIを相互に保護（日本の事業者の激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）。  
※ EPA発効後も保護対象のGIを追加し、令和6年7月4日現在、日本側ワイン5GI、EU側ワイン128GIを相互に保護

- 主要なワイン添加物（日本側25品、EU側28品）について、日EUそれぞれが承認手続を開始  
⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待（EU側添加物は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請。令和5年11月、全てのワイン添加物に係る承認手続が完了）